

防府市週休2日工事の実施要領

1. 趣旨

持続可能な建設産業を構築するためには、建設工事従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、若者や女性を始めとする担い手の確保・育成を図る上で、喫緊の課題となっている。

このため、建設産業における「週休2日」の実現に向け、本要領に、週休2日の確保に取り組む工事（以下、週休2日工事という。）の実施方法等を定める。

2. 用語の定義

2. 1 週休2日工事（現場閉所型）

- （1）「週休2日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- （2）「週休2日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- （3）「週休2日工事（現場閉所型）・完全週休2日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- （4）「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- （5）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- （6）「4週8休以上」とは、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 2 週休2日工事（交替制）

- （1）「週休2日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- （2）「週休2日工事（交替制）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての4週間（28日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- （3）「週休2日工事（交替制）・完全週休2日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上以上の休日を確保する取り組みをいう。
- （4）「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、下請企業については施工体制台帳上の工期※1を基本とする。

※1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。

- （5）「4週8休以上」とは、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

3. 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事（営繕系を除く）を対象とする。

なお、営繕系工事については、別に定める「防府市営繕系工事における「週休2日工事」の試行要領」によるものとする。

（「週休2日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

4. 発注方式

- （1）発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型）・月単位」として発注する。

また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休2日工事（交替制）・月単位」

として発注する。

＜現場閉所が馴染まない工事の例＞

- ・ 緊急性が高い工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・ 連続施工せざるを得ない工事
- ・ 社会的要請により早期完成が望まれる工事

（２）現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休２日工事（現場閉所型）は週休２日工事（交替制）に、週休２日工事（交替制）は週休２日工事（現場閉所型）にそれぞれ変更することができる。

（３）週休２日工事（現場閉所型・交替制）のいずれも困難な工事は、例外的に週休２日工事の対象としないことができる。

＜週休２日工事の対象外の例＞

- ・ 災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

５．発注方法

- （１）発注者は、週休２日工事の発注にあたって、現場説明書に発注方式（週休２日工事（現場閉所型）、週休２日工事（交替制）のいずれか）を、施工条件書に週休２日工事の適用について明示（別紙１参照）する。
- （２）工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。

６．実施方法

- （１）受注者は、契約後速やかに、発注者と、週休２日工事の内容として、月単位もしくは完全週休２日のどちらを実施するか協議するとともに、「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。なお、受注者は、発注者が示した工期を延伸したい場合には、計画工程表を発注者へ提出すること。
- （２）発注者は、（１）により工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。
- （３）受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休２日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。また、週休２日工事（現場閉所型）・完全週休２日において、受注者の責によ

らず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

(4) 着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、工事着手後に、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。

- 1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

7. 週休2日の確認方法

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

- 1) 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表（別紙4参照）を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

(2) 週休2日工事（交替制）

- 1) 受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表（別紙4参照）を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

8. 経費の補正方法

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

発注時は、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

受注者が完全週休2日を実施するとした場合において、この達成が確認された場合におい

ても、変更契約は行わない。月単位の4週8休に満たないものは通期の実施状況に応じて補正分を減額する契約変更を行う。

(2) 週休2日工事（交替制）

発注時は、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

受注者が完全週休2日を実施するとした場合において、この達成が確認された場合においても、変更契約は行わない。

月単位の4週8休に満たないものは通期の実施状況に応じて補正分を減額する契約変更を行う。

(3) 共通事項

補正係数は別紙のとおり。

9. 工事成績評定

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

1) 受注者が月単位を実施し、この達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において加点する。また、完全週休2日を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において加点する。

2) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

(2) 週休2日工事（交替制）

上記(1)の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。

(3) 共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

10. 工事標示板

週休2日工事の受注者は、週休2日に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和６年１月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和６年４月２６日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

【土木工事】、【機械設備工事】（農林漁港整備課発注分を除く）

＜補正係数（週休2日工事（現場閉所型）・通期）＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.02
- ・機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

＜補正係数（週休2日工事（現場閉所型）・月単位）＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.04
- ・機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.05

＜補正係数（週休2日工事（交替制）・通期）＞

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.01

＜補正係数（週休2日工事（交替制）・月単位）＞

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.04
- ・現場管理費率 1.03

【港湾工事】

別途通知する「港湾工事における週休2日工事の補正方法等の取扱いについて」による。

【空港土木工事】

対象工事は、原則として、空港請負工事積算基準を適用する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）とする。

＜補正係数（週休2日工事（現場閉所型）・通期）＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については別表に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8/28日）以上）

- ・労務費 1.02
- ・機械経費（賃料） 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

＜補正係数（週休2日工事（現場閉所型）・月単位）＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.04
- ・機械経費（賃料） 1.02
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.05

＜補正係数（週休2日工事（交替制）・通期）＞

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.01

＜補正係数（週休2日工事（交替制）・月単位）＞

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

- ・ 労務費 1.04
- ・ 現場管理費率 1.03

〔注1〕適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合

○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付枠工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

別表 (2/3)

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表層被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00

侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）

名 称	規格・仕様	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

港湾工事における週休2日工事の補正方法等の取扱いについて

港湾工事については、以下に示すとおり、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合において、各経費を補正するものとする。

1 対象期間（別表－1 参照）

- （1）起算日は、現場作業着手日以降の最初の土曜日とする。
- （2）現場閉所の確認は、起算日から完成通知書提出日2週間前の時点で単位期間が確保できる期間を対象とする。
- （3）工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

2 用語の定義

- （1）単位期間（別表－1 参照）
土曜日を起算日とし、4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。
- （2）4週8休以上（別表－2 参照）
各単位期間において、8日以上現場閉所があることをいう。
なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

3 補正方法等

山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事の労務単価等については、次の方法により補正するものとする。

- （1）労務単価
積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.04を乗じる。
（小数第1位四捨五入）
- （2）機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率
それぞれの経費に、次の補正係数を乗じる。

・機械経費（賃料）	1.02
・共通仮設費率	1.02
・現場管理費率	1.03

（3）市場単価

次の算式による。なお、4週8休以上を確保できた場合における工種毎の補正係数については次表によること。

$\text{補正後市場単価} = \text{標準市場単価} \times \text{週休2日補正} \times \text{施工規模等補正}$

※端数処理については、週休2日補正、施工規模等補正の順に、各補正毎に小数第1位以下切捨てとする。

※港湾工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

表一 市場単価の補正係数（港湾工事）

工種		補正係数	工種		補正係数
1	底面工	1.03	17	車止撤去	1.04
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00	18	電気防食取付	1.04
3	支保工	1.04	19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04
4	足場工	1.02	20	防砂目地板取付工（水中施工）	1.03
5	鉄筋工	1.04	21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03
6	吊鉄筋工	1.04	22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・緑金物）	1.03
7	型枠工	1.03	23	ベトロラタム被覆	1.04
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04	24	現場鋼材溶接工・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04	25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
9	止水板工	1.04	26	かき落とし工	1.04
10	上蓋工	1.04	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
11	伸縮目地工	1.02	28	汚濁防止膜枠設置・撤去	1.02
12	係船柱取付	1.04	29	灯浮標設置・撤去	1.03
13	防舷材取付	1.04	30	汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
14	車止・緑金物取付	1.04		汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船なし）	1.04
15	係船柱撤去	1.04	31	異形ブロック製作 型枠工	1.04
16	防舷材撤去	1.04		異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
				異形ブロック製作 給熱養生	1.03

（４）その他

工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は、労務費補正の対象としない。

また、工場製作についても、労務費補正の対象としない。

なお、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接費率による。

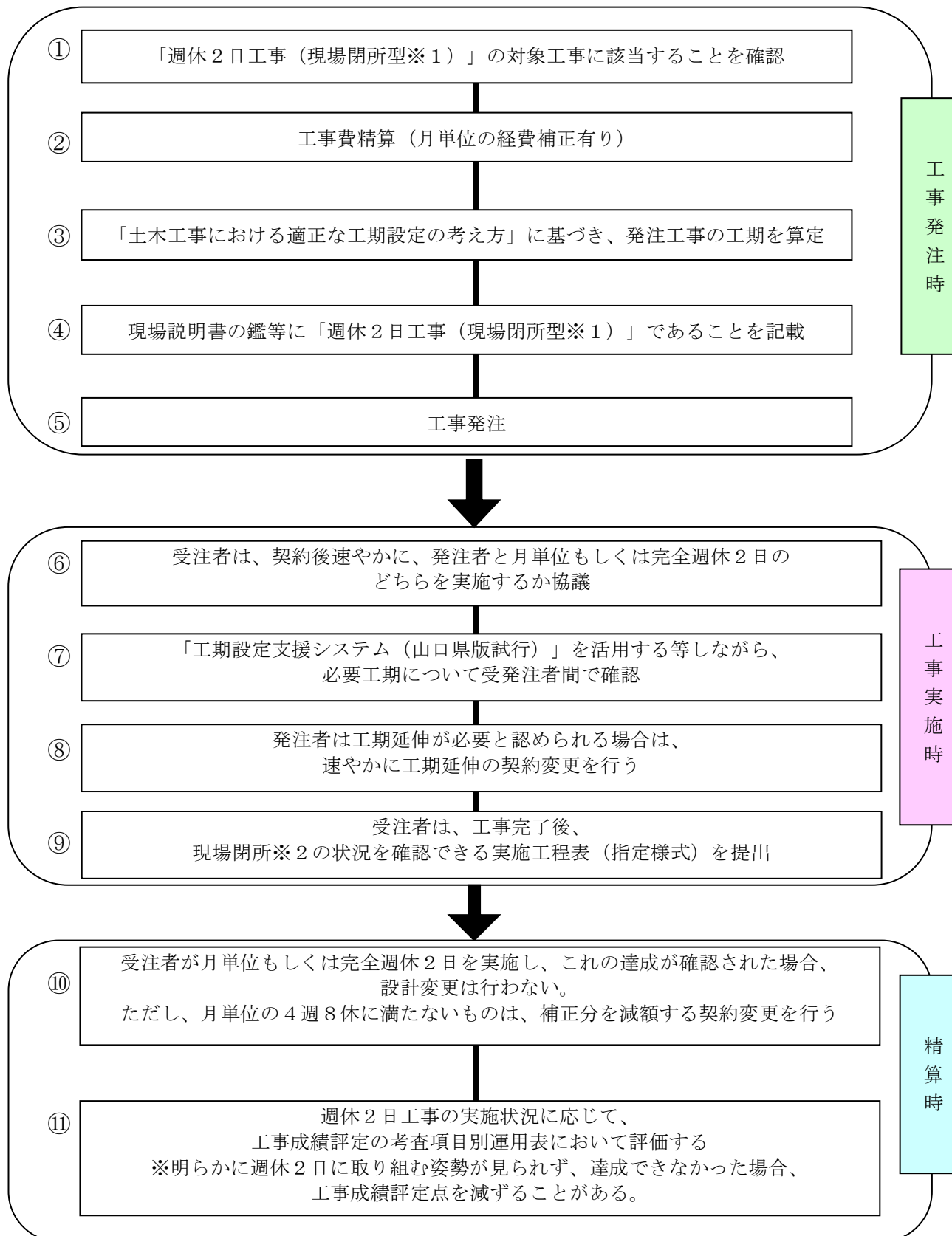
「週休2日工事」の発注から工事完成までの実施フロー

【別紙1】

週休2日工事（交替制）の場合は、※1※2のとおり読み替えること。

※1 「現場閉所型」を交替制

※2 「現場閉所」を「技術者や技能労働者の勤務」



計画・実施工程表

別紙4

現場作業着手日： 2024/7/1 ， 現場作業完了日： 2024/11/8

大凡凡例			
作業日・曜日		調整2日の作業日	
作業	： 作業日	夏休	： 夏期休暇（3日間）
休日	： 休日	正月	： 年末年始休暇（5日間）
		中止	： 工場製作のみを実施している期間、一時中止している期間等

(参考) 通期の現場箇所率算定	
計画日数	37.0%
実施日数	32.0%
率	32.0%

計画	実施
月単位の現場箇所	クリア
通期の現場箇所	クリア

	第1週							第2週							第3週							第4週							計画		実施							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28										
1 期間目	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	対象 日数	休 職 予 定 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数	休 職 取 得 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数				
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28									
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日									
	行 事																																					
	計画 実施	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日						28 32.1%	9 32.1%	28 32.1%	9 32.1%
2 期間目	月	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	対象 日数	休 職 予 定 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数	休 職 取 得 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数				
	日	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25									
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日									
	行 事																																					
	計画 実施	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	休日 休日	作業 作業	夏休 夏休	夏休 夏休	夏休 夏休	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日						25 36.0%	9 36.0%	25 36.0%	9 36.0%
3 期間目	月	8	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	対象 日数	休 職 予 定 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数	休 職 取 得 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数				
	日	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22									
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日									
	行 事																																					
	計画 実施	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日						28 35.7%	10 35.7%	28 35.7%	10 35.7%
4 期間目	月	9	9	9	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	対象 日数	休 職 予 定 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数	休 職 取 得 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数				
	日	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日									
	行 事																																					
	計画 実施	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日						28 32.1%	9 32.1%	28 32.1%	9 32.1%
5 期間目	月	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	対象 日数	休 職 予 定 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数	休 職 取 得 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数				
	日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17									
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日									
	行 事																																					
	計画 実施	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日	休日 休日	作業 作業	作業 作業	作業 作業	作業 作業	休日 休日	休日 休日						19 26.3%	5 26.3%	19 26.3%	5 26.3%
6 期間目	月	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	対象 日数	休 職 予 定 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数	休 職 取 得 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数				
	日	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15									
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日									
	行 事																																					
	計画 実施																																					
7 期間目	月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	対象 日数	休 職 予 定 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数	休 職 取 得 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数				
	日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12									
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日									
	行 事																																					
	計画 実施																																					
8 期間目	月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	対象 日数	休 職 予 定 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数	休 職 取 得 日 数	単 位 期 間 判 定 日 数				
	日	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9									
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日									
	行 事																																					
	計画 実施																																					